

# 香川県報



第 49 号

平成 15 年

6月24日(火曜日)

## 目次

### 告示

保安林の指定の解除

(みどり整備課)

一

介護保険法の規定による事業者の指定

(長寿社会対策課)

二

口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能障害に関する歯科医師の指定

(障害福祉課)

三

道路の位置指定

(建築課)

四

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

(県民参画課)

一

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出(二件)

(経営支援課)

二

土地改良区の役員の就退任の届出(二件)

(土地改良課)

三

土地改良事業の工事完了の届出

( )

四

開発行為に関する工事の完了(二件)

(都市計画課)

五

### 選挙管理委員会告示

公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となるべき病院の指定

公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームの指定

政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出

政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出  
政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出

九 八 七

## 告示

政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出  
監査委員公表  
監査結果の公表(二件)

〇

香川県告示第三百六十七号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成十五年六月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

三豊郡詫間町大字大浜字灘乙四四一の二、乙四四六の一〇

二 保安林として指定された目的 魚つき

三 解除の理由 道路用地とするため

香川県告示第三百六十八号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成十五年六月二十四日  
香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
三七七〇一 〇二四〇二	(有)はつらつライフ サービス 高松市太田上町九六六 番地一	有限会社はつらつライ フサービス 代表取締役 佐藤正春 高松市多肥上町六六番 地二	平成十五年 六月十五日	訪問介護 居宅介護 支援
三七七〇一 〇二四一〇	有限会社ケアファミリ	有限会社ケアファミリ	"	居宅介護 支援

三七七〇一 〇二四二八	有限会社エリス訪問介護サービスセンター 高松市松縄町四一四 誠ビル二階	有限会社エリス 取締役 宮武一弘 高松市多賀町二丁目一番九号	訪問介護
三七七〇三 〇〇五五〇	株式会社コムスン坂出マリンケアセンター 坂出市谷町二丁目四番二号	株式会社コムスン 代表取締役 折口雅博 東京都港区六本木四丁目八番五号	訪問介護
三七七一四 〇〇四〇九	鮎の里訪問リハビリテーション 香川郡香川町川東上一五〇番地一	医療法人社団仁泉会 理事長 西岡敦子 高松市寺井町一三八五番地一〇	訪問リハビリテーション
三七七一一 〇〇八五七	株式会社コムスングリ インタウン高瀬ケアセンター 三豊郡高瀬町大字下勝間字六ツ松一二五一 一七五	株式会社コムスン 代表取締役 折口雅博 東京都港区六本木四丁目八番五号	訪問介護

香川県告示第三百六十九号  
 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師を平成十五年六月十六日次のとおり指定した。  
 平成十五年六月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

医師の氏名	医療機関の名称	所在地
藤本 清	医療法人社団清歯会藤本歯科医院	丸亀市塩飽町六
大林 弘明	大林歯科医院	丸亀市郡家町二七二二一
長谷川 秀男	香川労災病院	丸亀市城東町三三一
綾坂 則夫	医療法人社団綾坂歯科医院	坂出市林田町八七五三

金香 嘉郎	金香歯科医院	善通寺市善通寺町二六六
鈴木 晴司	医療法人鈴木歯科医院	善通寺市上吉田町三五六
藤本 千代	国立善通寺病院	善通寺市仙遊町二一一
河田 耕治	医療法人社団耕寿会河田歯科医院	観音寺市観音寺町甲一三〇四六
昌山 孝	タカシ歯科クリニック	観音寺市坂本町三七二二一
兼松 一幸	兼松歯科医院	東かがわ市三本松九八七
蓮井 義則	医療法人社団蓮成会蓮井歯科フア ミリークリニク	木田郡三木町大字下高岡六九三
阿部 直樹	阿部歯科医院	木田郡三木町大字池戸二八七八
谷崎 明弘	塩江町国民健康保険塩江病院	香川郡塩江町大字安原上東九九一
今上 茂樹	医療法人社団イマウエ歯科クリニック	小豆郡土庄町湊崎甲二〇五二一
高橋 清	高橋歯科医院	小豆郡土庄町甲五一六五五〇
藤村 順一	医療法人社団橋井会藤村歯科医院	綾歌郡宇多津町一八三一
佐野 崇	琴南町国民健康保険造田歯科診療所	仲多度郡琴南町造田一九七四一
平田 純	平田歯科医院	仲多度郡満濃町大字坂所西一四五二二一
木谷 琢郎	医療法人社団秋枝会木谷歯科医院	仲多度郡多度津町元町四六
塩田 覺	塩田歯科医院	三豊郡豊中町大字本山甲一四九六
曾川 修司	曾川歯科医院	三豊郡豊中町大字本山甲一三三四四
池上 信行	三豊総合病院	三豊郡豊浜町大字姫浜七〇八

香川県告示第三百七十号  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年六月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 長土指道 第六号
  - 二 指定年月日 平成十五年六月十一日
  - 三 指定道路の位置 さぬき市造田乙井字川南六六三 一
  - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇メートル  
延長 六一・六五メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において閲覧に供する。

## 公 告

香川県公告第四百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。  
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年七月十七日まで縦覧に供する。

平成十五年六月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあつた年月日  
平成十五年六月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人がんばる学生就職支援ネットワーク  
疋田 光伯  
高松市春日町九六〇番地
- 三 定款に記載された目的  
この法人は、大学等の教育機関において、各方面、各分野で「がんばっている学生」と「そのがんばりを必要とする企業」に対して、効果的なマッチングの場の提供や職業能力向上及び雇用機会の充実のための指導・支援活動を行うとともに、ITスキル向上のための指導・支援活動を行うことによつて、教育現場および地域経済の活性化に寄与

することを目的とする。

香川県公告第四百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年六月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 届出の概要
- 1 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社京屋  
徳島県徳島市伊月町三丁目八番地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
キヨーエイ松島店  
高松市松島町二丁目七番九号
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所  
大規模小売店舗における小売業を廃止する者  
三木民也  
高松市内町三 二一〇  
株式会社ワイズテック  
高松市林町二二七
- 4 変更年月日  
平成十五年二月二十八日
- 5 変更理由  
当該大規模小売店舗において小売業を行う者のうち二者が退店したため
- 二 届出年月日  
平成十五年六月九日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年六月二十四日(火曜日)から同年十月二十四日(金曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十五年十月二十四日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第四百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年六月二十四日

一 届出の概要

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社西部総合開発

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

観音寺ショッピングデパート

観音寺市坂本町五丁目甲一三九一番地一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前九時

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後八時

変更後 午後十一時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後八時三十分まで

変更後 午前八時三十分から午後十一時三十分まで

4 変更年月日

平成十五年六月二十日

二 届出年月日

平成十五年六月十一日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

観音寺市商工観光課

2 縦覧期間

平成十五年六月二十四日(火曜日)から同年十月二十四日(金曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周

辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十五年十月二十四日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第四百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、観音寺市逆瀬池土地改良区から役員（退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年六月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	業天 重義	観音寺市新田町一四番地	平成一五、三、二四
"	今西 貞雄	" 六一番地	"
"	景山 敬三	" 六三〇番地	"
"	石井源四郎	" 八六四番地	"
"	森 修	" 一〇七五番地二	"
"	磯崎 重計	原町一四六六番地	"

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
二 就任した役員	藤田 峯生	新田町一五五六番地	"
"	西山 正勝	" 一六八一番地	"
"	藤森 昂	" 一八六七番地	"
"	片桐 義夫	" 六七四番地	"
"	安藤 清高	粟井町一七八〇番地	"
"	白川 順一	" 二七二四番地	"
"	安藤 利一	" 四四二〇番地	"
"	今滝 政道	" 三三五一番地一	"
監事	藤井 光彦	新田町八七三番地	"
"	石井 良文	" 九五三番地	"
"	小野 唯澄	" 一五四八番地	"

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	業天 重義	観音寺市新田町一四番地	平成一五、三、二五
"	今西 貞雄	" 六一番地	"
"	景山 敬三	" 六三〇番地	"
"	藤井 正恒	" 九〇五番地一	"
"	業天 和男	" 一二〇三番地	"
"	磯崎 重計	原町一四六六番地	"
"	吉田 正敏	新田町一五二九番地	"
"	西山 正勝	" 一六八一番地	"
"	藤森 昂	" 一八六七番地	"
"	藤森 一茂	" 一六三九番地	"
"	今滝 政道	" 粟井町三三五一番地一	"
"	安藤 登	" 四四三五番地一	"
"	安藤 清高	" 一七八〇番地	"
"	安藤 保	" 二七三三番地	"

監事 香川 道信 " 新田町七四二番地二  
 " 資延 貢 " " 一〇四〇番地一  
 " 高橋 保章 " " 一七五七番地  
 香川県公告第四百二十六号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、観音寺市木之郷町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。  
 平成十五年六月二十四日

一 退任した役員  
 香川県知事 真 鍋 武 紀  
 役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日  
 監事 請川 常正 観音寺市木之郷町八五番地二 平成二五、五、三二  
 二 就任した役員  
 役員の種類 氏 名 住 所 就任年月日  
 監事 中塚 和夫 観音寺市木之郷町一〇八番地二 平成二五、六、一  
 香川県公告第四百二十七号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。  
 平成十五年六月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行つた者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
豊浜町	農村基盤総合整備事業	和田地区	平成元、三、二五

香川県公告第四百二十八号  
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六條第三項の規定により公告する。

平成十五年六月二十四日  
 香川県知事 真 鍋 武 紀  
 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 坂出市加茂町字下々所一九五 五  
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 坂出市谷町二丁目六番五八号  
 吉田 佳裕  
 香川県公告第四百二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六條第三項の規定により公告する。  
 平成十五年六月二十四日  
 香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 坂出市西庄町字樋本九七六 六  
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 綾歌郡国分寺町国分二三五九番地  
 小谷 修  
 小谷 千佳子

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第四十六号  
 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となるべき病院として次のとおり指定した。  
 平成十五年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
介護老人保健施設グリーンヒル満濃	仲多度郡満濃町大字岸上字池奥一六三八 二〇	平成十五年六月十二日

香川県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。

平成十五年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ケアハウスかりんの郷	仲多度郡満濃町炭所西一五二二一	平成十五年六月十二日

香川県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十五年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
藪内伊佐子を励ます会	藪内伊佐子	藪内伊佐子	仲多度郡琴平町苗田一八八
近藤貢後援会	近藤 貢	川崎 保彦	三豊郡財田町財田中二六五
石井夕起子	石井夕起子	三好 富雄	三豊郡豊中町大字上高野二九〇〇

香川県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新		旧	
		代表者の氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	会計責任者の氏名
公明党香川県本部		猿渡 孝次	都築 信行	大須賀規祐	寒川 泰博
公明党香川第一総支部		野口 勉	高松市川部町七七三	寒川 泰博	高松市鶴市町一五九九七
公明党香川第六総支部		森谷 芳子	野口 勉	野口 勉	大川郡大内町町田六八九
公明党香川第二総支部		網野 政芳	高松市高松町六二四五	富田 博昭	高松市木太町三七八三
自由民主党香西支部		山田 勲	萬谷 彰	松山 浩治	久米 忠夫
二 その他の政治団体					
政治団体の名称	異動事項	新		旧	
安戸清次後援会		木田郡牟礼町牟礼二二二五	木田郡牟礼町牟礼二二二〇	木田郡牟礼町牟礼二二二〇	木田郡牟礼町牟礼二二二〇

伊藤くにゆき後援会	代表者 中谷 浩一	堺谷 一郎
香川県港湾空港政策研究会	会計責任者 の氏名 三浦 正紀	越智 昭文
香川県歯科技工士連盟	主たる事務 所の所在地 高松市西山崎町四八 九七	高松市本町六 二二
香川県商工政治連盟	代表者 の氏名 新田 善一	宮地 忠義
香川ビルメンテナンス政治 連盟	代表者 の氏名 藤澤 利光	井上 勉
鹿島ひでき後援会	主たる事務 所の所在地 高松市田村町一七 九一	高松市太田上町五四 四三
鎌田もりやす後援会	主たる事務 所の所在地 高松市栗林町二一 八一八	高松市藤塚町一 三一五
観音寺三豊建設同友会	代表者 の氏名 朝倉 一郎	後藤 宣浩
土居晃後援会	会計責任者 の氏名 土居 晃	朝倉 一郎
西岡あきお後援会	主たる事務 所の所在地 綾歌郡国分寺町福家 甲三八七二六	雨嶋 嘉正
日本共産党後援会	代表者 の氏名 道上 茂	西岡 章夫
	代表者 の氏名 森田 幸吉	田所 忠一
	会計責任者 の氏名 松永 始	矢野 巖

藤本ただお後援会	代表者 の氏名 藤本 傳夫	武部 恵典
山田省三後援会	代表者 の氏名 宮崎 貞憲	山下 正義
香川県選挙管理委員会告示第五十号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団 体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。 平成十五年六月二十四日 香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友		
一 その他の政治団体		
政治団体の名称		
藤目千代子後援会		
伊藤くにゆき後援会		
池長会		
池田長義後援会		
大須賀規祐を励ます会		
松本宗一後援会		
谷幸夫後援会		
塩本淳平後援会		
高橋幸吉を励ます会		
小西孝志を励ます会		
末沢寿一を励ます会		
公明党かがわ後援会		
寒川泰博を励ます会		
富田博昭後援会		



富田博昭を励ます会
三木敏行を励ます会
土田潔後援会
修会
河合一訓後援会

香川県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十五年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一友

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
藪内伊佐子	琴平町議会議員	藪内伊佐子を励ます会	仲多度郡琴平町苗田一八八	藪内伊佐子
近藤 貢	財田町長	近藤貢後援会	三豊郡財田町財田中二一六五	近藤 貢

香川県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年六月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一友

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあつた資金管理団体の名称
----------------------	-------	---------------------

池田 長義	県議会議員	池長会
大須賀規祐	県議会議員	大須賀規祐を励ます会
岸上 修	県議会議員	修会
小西 孝志	高松市議会議員	小西孝志を励ます会
寒川 泰博	県議会議員	寒川泰博を励ます会
末沢 寿一	国分寺町議会議員	末沢寿一を励ます会
高橋 幸吉	庵治町議会議員	高橋幸吉を励ます会
富田 博昭	県議会議員	富田博昭を励ます会
三木 敏行	高松市議会議員	三木敏行を励ます会

監査委員公表

香川県監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成15年6月24日

香川県監査委員

同	藤田 守
同	和田 基
同	石川 利
同	三瀬 眞
同	石川 治

1 監査対象年度	環境森林部	平成14年度	監査年月日
2 監査対象年度	環境保健研究センター	平成15年4月22日	
3 監査の概要	東部林業事務所	平成15年4月24日	

<p>環境・水政策課 平成15年5月15日</p> <p>環境管理課 ”</p> <p>みどり整備課 ”</p> <p>森林センター ”</p> <p>みどり保全課 平成15年5月16日</p> <p>廃棄物対策課 ”</p> <p>直島環境センター ”</p> <p>西部林業事務所 平成15年5月26日</p>	<p>予定価格が30万円を超える随意契約をする場合は、予定価格調書を作成しなければならぬが、平成14年4月1日に締結した空調設備保守点検業務委託契約（契約金額420,000円）については、予定価格調書を作成していなかった。（西部林業事務所）</p> <p>(3) 検討指示事項 委託契約事務について 庁舎清掃業務について、従前から同一業者との間で単独随意契約による業務委託契約を締結しているが、その理由として環境保健研究センターは試験研究機関であり、無菌室等特殊な試験検査室や試験機器が多く、清掃に当たっては高度の注意力を要することから、当該業者は試験研究設備等を熟知し、現在までトラブル等がないということを上げている。しかし、委託業者の選定に当たっては、原則として競争原理を取り入れるべきであり、単独随意契約の理由の検証を含め、契約方法を検討する必要がある。（環境保健研究センター） 香川県監査委員公表第22号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。 平成15年6月24日</p>																												
<p>4 監査の結果 財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度関係機関に口頭により指導を行った。 予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p> <p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項 ア 超過勤務手当の支給について</p> <p>イ 半日勤務時間の割振り変更を週を越えて行い、4時間の勤務を行ったものであるが、勤務を要することとなった日と同一週にある休日に休日給が支給されているため、休日給が支給された時間を差し引いて支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しなければならないにもかかわらず、これを差し引かず支給している</p> <p>ウ 半日勤務時間の割振り変更を週を越えて行ったが、勤務した4時間について支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しなければならないにもかかわらず、支給していないので、追給する必要がある。（西部林業事務所）</p> <p>エ 県内旅費の支給について 平成14年4月分から12月分までの職員全員の県内旅費の支給事務が滞り、平成15年3月に支払われていた。（西部林業事務所）</p> <p>オ 委託契約事務について</p>	<table border="0"> <tr> <td>1 監査対象部局</td> <td>商工労働部</td> <td>香川県監査委員</td> <td>鎌田守恭</td> </tr> <tr> <td>2 監査対象年度</td> <td>平成14年度</td> <td>同</td> <td>名和基延</td> </tr> <tr> <td>3 監査の概要</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>石川朝治</td> </tr> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>広瀬員義</td> </tr> <tr> <td>産業技術センター</td> <td>平成15年4月14日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計量検定所</td> <td>”</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗林公園観光事務所</td> <td>平成15年4月21日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 監査対象部局	商工労働部	香川県監査委員	鎌田守恭	2 監査対象年度	平成14年度	同	名和基延	3 監査の概要	同	同	石川朝治	監査対象機関	同	同	広瀬員義	産業技術センター	平成15年4月14日			計量検定所	”			栗林公園観光事務所	平成15年4月21日		
1 監査対象部局	商工労働部	香川県監査委員	鎌田守恭																										
2 監査対象年度	平成14年度	同	名和基延																										
3 監査の概要	同	同	石川朝治																										
監査対象機関	同	同	広瀬員義																										
産業技術センター	平成15年4月14日																												
計量検定所	”																												
栗林公園観光事務所	平成15年4月21日																												

<p>高松高等技術学校 平成15年 4月24日</p> <p>産業政策課 平成15年 5月12日</p> <p>経営支援課 平成15年 5月13日</p> <p>労働政策課 ” ”</p> <p>観光交流局 ” ”</p> <p>丸亀高等技術学校 平成15年 5月26日</p> <p>大阪事務所 平成15年 5月28日</p> <p>4 監査の結果</p> <p>財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度関係機関に口頭により指導を行った。</p> <p>予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p> <p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項 ア 使用料の収入事務について</p> <p>産業技術センター発酵食品研究所のふ卵器の利用の許可に係る使用料については、1日当たり430円と定められており（香川県産業技術センター規則別表の三）、日単位で算定すべきところ、誤って24時間を1日に換算して算定したことにより、徴収すべき使用料の額が不足しているものが見受けられたので、正金額との差額分を追徴する必要がある。（産業技術センター）</p> <p>イ 超過勤務手当の支給について</p> <p>(ア) 週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を週を越えて行う場合において、勤務を要することとなった日を含む週に、別の週を越えた週休日の振替により新たに週休日とされた日が含まれるときには、当該週の勤務時間が40時間を超えないため、超過勤務手当は支給されないうちにかかわらず、誤って支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しており、返納させる必要がある。（経営支援課、産業技術センター）</p> <p>(イ) 休日に新たに8時間の勤務を命じる場合において、誤って週休日の振替を行い、</p>	
<p>支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しているが、休日の代休日を指定したときには、超過勤務手当は支給されないため、支給した超過勤務手当相当額を返納させる必要がある。</p> <p>また、休日に新たに4時間の勤務を命じる場合において、休日給を支給すべきところ、誤って半日勤務時間の割振り変更を行っており、超過勤務手当を支給したときは、超過勤務手当相当額を返納させるとともに、休日給を追給する必要がある。（産業技術センター）</p> <p>(イ) 休日の代休日を週を越えて指定したときには、超過勤務手当は支給されないにもかかわらず、誤って支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しており、返納させる必要がある。</p> <p>また、半日勤務時間の割振り変更を行い、勤務を割り振られた4時間を超えて勤務した場合には、4時間を超える時間については、支給割合100分の125の超過勤務手当を支給すべきであるにもかかわらず、誤って支給割合100分の135の超過勤務手当を支給していることから、正金額との差額分を返納させる必要がある。（観光交流局）</p> <p>ウ 県外旅費の支給について</p> <p>旅費計算をする場合における日当及び宿泊料の額は、旅行者の職務の級により2段階に区分して支給されることとなっているが、県外旅費の支給に当たり、日当及び宿泊料の額の適用区分を誤ったことから、誤った額の旅費が支給されており、正金額との差額分を追給する必要がある。（大阪事務所）</p> <p>(3) 検討指示事項 該当事項なし</p>	

平成十五年六月二十四日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています